

第2回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 概要版

日時：H23.9.6(火)11:16 - 11:51

場所：議事堂2 F 201委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員（8名、藤根委員欠席）、

資料：第2回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料1 三重県議会基本条例の検証について各委員から提出された意見

資料2 三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見

資料3 三重県議会基本条例における条項別取組状況

< 検討会 議事概要 >

議員：ただいまから、第2回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始めます。

前回の第1回プロジェクト会議の協議に基づき、三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき事項について、さる8月25日までに委員各位からご意見を提出いただいた。提出いただいたご意見は、資料1のとおり。さらに、座長及び副座長において、提出いただいたご意見を、大きな項目ごとにまとめて、資料2とした。本日は、この資料2について、委員各位にご説明申し上げます。

なお、資料2のとおり取りまとめたが、例えば、意見を提出した委員から自分はこのような現状や課題への認識から意見を出したのではないので訂正したい、補足して説明したいことがある、などご意見があったら説明終了後発言していただきたい。

また、次回の第3回プロジェクト会議において、資料2をもとに、委員間で十分に討議を行い、このプロジェクト会議において議論を深めるべき項目の優先順位を付けたいと考えている。資料2について事務局に説明させる。

事務局：資料2は、各委員からいただいた意見を項目別、また、意見別に、現状、課題、対応という形で取りまとめた資料。この資料の中で、網かけになっている部分は、提出されたご意見からこのような課題を持っているのではないかと推測し、事務局の方で明記した。また、現状の欄においてひし形のマークをつけているものは、関連する事実や現行の規定等について参考として付したものの。

順次説明する。

まず、最高規範について、前文関係であるが、現状としては、他の自治

体の議会基本条例の中には、当該条例が議会における最高規範である旨を規定するものがある。これに対しては、三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記するべきであるという改善意見がある。

用語の定義について、条例に用語の定義に関する規定がないことや、会派の定義が、地方自治法でもこの条例でも設けられていないという現状から、用語の定義が設けられていないためこの条例が県民にとって分かりにくい、また、そのためのこの条例の体裁が整っていないという課題がある。これに対する改善意見は、例えば、知事等や委員会等、会派などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきとのもの。

4 条関係の議決責任について、現状として、条例には、議決責任について規定されていない。他方、他の自治体の議会基本条例の中には、議決責任を規定するものがある。また、 から議決責任について質問を受けることが多い。これに対しては、議会又は議員の議決責任について、条例で規定するべきであるという改善意見。

第 3 条 3 号、第 10 条関係の政策形成について、現状として条例には、議会の政策立案及び政策提言については規定されているが政策形成については規定されていない。課題として、 という議会の目的の達成のため、政策形成の機能の強化が必要である。これに対して、政策立案又は政策提言過程である政策形成についても、条例で規定するべきであるという改善意見。

第 4 条第 4 項の議会運営、知事等との関係の基本原則、質問の趣旨の確認等について、本会議場での質疑及び質問において、議員に対して質疑及び質問することができないという現状から、他の議員の主張する政策に対して、質疑、又は質問することで、当該政策に関する議論を深めたり、当該政策の適否について県民に訴えたりすることができないという課題がある。

第 6 条第 1 項の議会運営、知事等との関係の基本原則、質問趣旨の確認等について、課題として、他の自治体の議会基本条例の中には、議会、運営の原則として「公平性」や「公正性」、「透明性」について規定するものがある。また、条例において、県民を代表する議会の姿勢が、あまり丁寧に規定されていない。課題として、県民を代表する議会の姿勢は、十分丁寧に規定される必要がある。そこで、議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定するべきである、「県民に開かれた」といった姿勢を、重疊的に規定する

べきであるという改善意見。

第6条第2項の規定に基づき、議長及び副議長の立候補者は公開の場で所信表明をしている。しかし、これは本会議で行っている訳ではない。このような現状から、議長等への立候補者による所信表明のテレビ中継やインターネット中継が行われず、県民がその所信を視聴できない。また、議事録も公開されていないという課題がある。本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきであるという改善意見。

8条関係について、現状として、地方自治法96条に議会の議決権及び第138条の2に執行機関の執行権が、それぞれ規定されている。課題として、議会の議決権及び、知事等の執行権が条例で規定されていないため、それぞれが侵害される懸念がある。これに対しては、議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するという改善意見。

8条関係について、課題として、予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、議会の側からの質問に対して、知事等執行部は、質問の趣旨を確認することができない。これに対して、現時点での反問権付与は不要であるとする意見もある。前者の課題として、知事等執行部は、議会の側からの質問を十分理解することができず、的確な答弁が行われないことがある。また、傍聴する県民にとって、質問や答弁が分かりにくいことがある。後者の課題として、知事等執行部は、議会や議員より政策や施策、法令等に関する情報を多く有しており、補佐する職員も充実している。知事等執行部がこれらを独占して反問権を乱用することになると、県民の代表である議会が必要な情報や説明を得られなくなる懸念がある。これらに対する改善意見として、予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべき。また、仮に、反問権の付与に向けて検討する場合には、所要の条件や環境の整備を図る必要がある。

広報広聴関係について、改善意見だけであるが、第7条、第6章「県民との関係」に位置づけるべきであるという意見がある。

第4条第3項関係について、現状として、議会において、政策形成の上政策提言等することについては規定されている。議会としての意思決定、政策決定を県民に対して説明する責務を有する。また、第3条第1号、第4条第3項及び第19条において、議会や議員が、県民に対し議会活動について説明することに関する規定が設けられている。今後、議会は、県民の

意思の反映や政策等について議論するだけでなく、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明する取組が必要である。課題として、議会報告会議等議会の側から県民に対して、直接説明する場について規定が設けられていない。また、そのような取り組みも行われていない。県民や、市町の首長や議員との意見交換の場を設け、県民の多様なニーズや行政の課題などについて幅広く把握し、政策に反映するための取組が必要である。議会活動について説明する責務が、議会及び議員に課されているにも関わらず、具体的な取組として、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明することは行われていない。改善意見として、議会報告会など、議員が直接県民に対して議会活動について理解を求める場を設置するべきである。県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的実施すべきである。議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議員が、県民に対して直接説明する具体的取組についてこの条例で規定し、実施するべきである。

第3条、第18条及び第19条関係について、現状として、議会活動の広報について、第3条第1号や第4条第3項、第18条、第19条等の規定において、理念や具体的な取組として重畳的に規定されている。また、政策立案や政策提言などの議会活動は、一般の県民に伝わりにくく、関心も薄い。また、本県議会の改革が先進的であっても、あまり県民には評価されていない。とはいえ、県政は県民が主人公であるから、県民の意識や評価を的確に把握しつつ、議会運営が行われるべきである。これに対しては、まず議会が、議会活動を県民と共有する姿勢を、明確にする必要があるという課題がある。改善意見として、県民の議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるという趣旨を、改めて規定するべき。

第18条関係について、現状として他の自治体の議会基本条例の中には、請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨の規定があるものがある。三重県議会会議規則第70条及び三重県議会委員会条例第26条の2の規定に基づき、委員会は審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め、及び請願者を参考人として招致し説明を聴取することができる。現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っている。課題として、請願について、紹介議員や請願者の説明を聴取することができないため、適切に処理されないものがある。改善意見として、請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明

を求め適切に処理する旨を、条例で規定すべきである。また、直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、請願や陳情のすべての提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定すべき。

第 19 条関係について、現状として、第 19 条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、すでに議案に対する各議員の賛否の状況を公開している。これは、HP で議決日の当日又は次の日を目安に行っている。また、第 19 条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月 1 回議長定例記者会見を実施しているところである。課題として、前者は、賛否の状況の公開が遅い。後者は、条例に規定された取り組みではないため、月 1 回の議長定例記者会見が実施されないなど取り組みが後退する懸念がある。改善意見として、前者については、議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例で規定すべき。賛否の状況はさらに速やかに又は議決に先立って事前に公開すべき。後者については、議長が定期的に情報発信を行う旨をこの条例で規定し、恒久的に実施すべき。

第 21 条関係について、現状として、議会活動に関する資料の公開に資するため、すでに委員会資料を HP で事前公開しているところである。これに対する改善意見として、委員会の資料を事前に公開するよう、条例で規定すべき。

附属機関、調査機関及び検討会等の第 12 条、第 13 条及び第 14 条関係について、現状であるが、条例の成立後の平成 19 年 4 月、専門的知見の活用に関して地方自治法の一部改正が施行された。条例第 13 条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である。第 12 条に附属機関、第 13 条に調査機関及び第 14 条に検討会等が規定され、並立している。課題として、この条例の地方自治法の関連規定の改正と前後したため、整理して規定されていない。改善意見として、第 13 条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべき。また、第 12 条第 13 条及び第 14 条をまとめて一つの条文にするべき。

第 12 条関係について、附属機関においては、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができない。他方、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる。改善意見として、附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査ができるよう条例で規定すべきである。また、附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定されていないとの現状に対しては、附属機関の委員の身

分や待遇等について、条例で規定するべきであるとの改善意見。

議会の会期、議員定数、選挙区、議員報酬に関して、新設で、現状認識として、議会の会期等については、昭和31年31号三重県議会定例会の招集回数に関する条例において規定されている。これに対する改善意見として、三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、この条例で規定するべきで。

新設関係で、議員定数や選挙区、議員報酬に関して条例に明記されていないという現状に関して、議員定数や選挙区、議員報酬のあり方やその考え方などについて、議員の存在意義等を踏まえ、この条例で規定するべきであるとの改善意見。

新設関係で、現状として、現在基本条例とともに「会期」について検証検討が進められている。また、今年度「議員報酬」についても調査機関が設置され検討されており、「議員定数」についての検討も課題とされている。これに対する改善意見として、会期、議員報酬及び議員定数について、この条例又は現行どおり個別の条例において、規定するべき。

会派の第5条関係について、その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割が明記されていない。このため、条例の体裁が整っていない、という現状に対しては、その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割を明記することにより、この条例の体裁を整える必要がある。改善意見として、会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定するべき。また、会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となることについて、規定されていないという現状に対しては、会派が政策立案や国に対する予算要望等の実施主体となることについて規定されていないため、会派が十分な役割を果たしていないとの課題があり、これに対する改善意見として、会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を図り円滑な議会運営に協力する旨を規定するべき。会派が、会派間の調整を行い、円滑な議会運営に協力する旨を規定するべきとの意見もある。また、会派に所属していない議員に対して配慮する旨が規定されていないという現状に対しては、会派に所属しない議員が不利益を被っているとの課題がある。これに対しては、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定するべきとの改善意見。

議会事務局の第25条関係について、現状として、議会事務局の機能について、特に議会の政策形成能力の補佐の面において、不十分である。また、H23年度からH24年度までの間は、本県議会の議長が、全国都道府県議会議長会の会長を務める見通しである。課題として、前者は、議会事務局の

これに対しては、当該規定を削除すべきであるとの改善意見。

第 15 条関係について、議員間討議が低調であるとの現状があり、これに対しては、充実した討議が行われるため、何らかの仕組みをつくるという課題がある。これに対して、充実した議員間討議が行われるようするといった仕組みを導入すべきであるとの改善意見。

第 17 条関係について、現状は、地方自治法第 100 条第 14 項及び三重県政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費の交付を受けることができる。これは、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものである。これに対する改善意見として、会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定すべき。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第 4 条第 2 項に規定する議員の調査研修や同条第 3 条に規定する広聴広報に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定すべき。

第 22 条及び第 23 条関係について、第 7 章において、議会改革推進会議（第 22 条）と交流及び連携の推進（第 23 条）とが、別の条で規定されている。また、第 23 条（交流及び連携の推進）において、海外の自治体の議会との交流が規定されていない。改善意見として、前者については、第 23 条（交流及び連携の推進）は、第 22 条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革及びそれに資する交流連携の必要性を明記し、改革の方向性を明確化するべき。後者については、海外の自治体議会との交流について、条例で規定すべき。

新設関係について、現状として、議員連盟について、この条例で規定されていない。地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会が議決すべき事件について、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例で規定されている。これに対しては、議員連盟及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会が議決すべき事件について、条例で規定すべきであるとの改善意見。

新設関係について、議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会が住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入すべきとの改善意見。

新設関係について、他の自治体の議会基本条例の中には、円滑な議事運営の実現のための予算確保について規定をするものがあるが、本県の場合、予算が不十分であるため、円滑な議会運営に支障が出るとの課題がある。これに対しては、議会の機能を十分に発揮し、円滑な議会運営をするために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定すべきとの改善意見。

参考として、資料3に現在の条例の各規定に関する取り組みについてまとめ記載している。以上。

委員：提出された意見に名前が記載されている。委員各位のご意見と相違するのであれば発言いただきたい。

委員：1ページ目第4条第4項関係で、本会議における質疑及び質問に関して、議員に対してではなく、議員に向かって問いかけるという意味である。議会基本条例においては、議場で質疑及び質問を行うに当たっては対面演壇において県政の課題に関する論点を県民に明らかにするためということで、例えばかつて執行部に対する質問であっても、議員に呼びかける形が良いという議員がいた。その際は、議運での調整の結果できなかったものの、そのようなニーズが出る可能性もあり、簡単に排除してよいのか。執行部への質問の際、議員に向かって呼びかけることを検討してはどうか。

また、他の委員の意見も同様と思われるが、すべきとしているが固執しているわけではなく、検討してはどうかという意味である。

さらに一点確認事項であるが、地方自治法で定めていることを、条例の中で改めて記載することが技術的に可能か。また、可能である場合、そのように規定することの意義をどのように説明するか。

委員：事務局。

事務局：検討する。

委員：他に意見はあるか。

委員：2ページの8条関係の反問権の事項の記述であるが、私は、現時点で反問権の付与は不要としているが、その後の条件的な部分が大事で消極的賛成という意味である。また、資料該当部分の前段は、主に予算常任委員会その他の委員会における確認的反問というニュアンスが強い。私が反問権の付与を不要としているのは、通告制のある本会議の場合についてである。この場合には不要であるが、通告制がない場合には、反問権は入れても良い。もっとも、条件整備をきちんとするべきで、全く反対という訳ではない。

委員：他に意見はあるか。

委員：6ページの一番最後の予算確保の趣旨の課題について、私の意見は推測で現状課題を書いている。不十分かどうかは分からない。ただ、条例として整備しておくべきであるということである。

委員：意見を書いたということは予算が不十分と認識しているからではないか。

委員：他の意見はいかがか。もう少し時間を確保する予定だったが、途中で会議が入る等時間が取れなかった。今後は、改善意見のメリット、デメリットについて議論を深めていきたい。また、議論するに当たって、課題に優

先順位をつけるべきと考える。

さて、議論の混乱を避けるため、今後新たな意見というものは打ち切りとし、現在の意見だけで議論したいと考えるがいかがか。

委員：今後の議論が効率的に進めることができるが、やむをえず、議論が拡大し、新たな課題が出てきた場合には審議しづらくなるのではないか。新たな課題を取り入れないことを基本姿勢に据えつつ、必要であれば、新たな意見を提出することを認めるとしてはいかがか。

委員：基本はこれらの提出された意見に基づいて議論するが、新たな課題が出た場合には取り上げることにする。

今回は9月30日13時から。午後からで、最大17時まで議論する。ご異議ないか

(「異議なし」の声)

委員：次回以降議論するというので、本日はこれで終了する。

(11:51 終了)